

香川県条例第42号

香川県企業誘致条例及び香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例の一部を改正する条例
(香川県企業誘致条例の一部改正)

第1条 香川県企業誘致条例(平成16年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、県内に工場、試験研究施設、情報処理関連施設、物流拠点施設、<u>地方拠点強化施設</u>又は観光施設を設置する企業に対し、助成措置を講ずることによってその立地を促進し、本県における地域経済の発展、産業の高度化及び活性化並びに雇用機会の拡大を図るとともに、にぎわいを創出し、もって県民生活の安定向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 地方拠点強化施設 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第4号に規定する特定業務施設又はこれに類する施設をいう。</u></p> <p><u>(6)・(7) 略</u></p> <p>(助成企業の指定)</p> <p>第3条 知事は、企業が工場、試験研究施設、情報処理関連施設、物流拠点施設、<u>地方拠点強化施設</u>又は観光施設(以下「対象施設」という。)を設置しようとする場合(物流拠点施設にあつては、製造業者等に賃貸する目的で設置しようとする場合を含む。)において、環境保全について適切な措置が講ぜられ、かつ、当該対象施設の設置が雇用機会の拡大、にぎわいの創出その他県民生活の安定向上に寄与するものとして、対象施設の区分ごとに規則で定める要件を満たすときは、当該企業を助成措置を講ずる企業として、当該対象施設ごとに指定をすることができる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、県内に工場、試験研究施設、情報処理関連施設、物流拠点施設又は観光施設を設置する企業に対し、助成措置を講ずることによってその立地を促進し、本県における地域経済の発展、産業の高度化及び活性化並びに雇用機会の拡大を図るとともに、にぎわいを創出し、もって県民生活の安定向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5)・(6) 略</u></p> <p>(助成企業の指定)</p> <p>第3条 知事は、企業が工場、試験研究施設、情報処理関連施設、物流拠点施設又は観光施設(以下「対象施設」という。)を設置しようとする場合(物流拠点施設にあつては、製造業者等に賃貸する目的で設置しようとする場合を含む。)において、環境保全について適切な措置が講ぜられ、かつ、当該対象施設の設置が雇用機会の拡大、にぎわいの創出その他県民生活の安定向上に寄与するものとして、対象施設の区分ごとに規則で定める要件を満たすときは、当該企業を助成措置を講ずる企業として、当該対象施設ごとに指定をすることができる。</p>

(香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例の一部改正)

第2条 香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例（平成14年香川県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、緊急の経済雇用対策として、県内に工場、試験研究施設、情報処理関連施設、物流拠点施設、<u>地方拠点強化施設又は観光施設</u>を設置した者に課する県税の特別措置を講ずることにより、これらの立地を促進し、本県における新たな雇用の創出及び産業の活性化を図り、もって地域経済の持続的な発展に資することを目的とする。</p> <p>(不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第2条 香川県企業誘致条例（平成16年香川県条例第5号）第2条第1号から第6号までに規定する施設のいずれかを設置した者であって、当該施設において県内に住所を有している者5人（同条第4号に規定する物流拠点施設にあっては、10人）以上を当該施設を設置した者の常時使用の従業者（<u>同条第5号に規定する地方拠点強化施設にあっては、期間の定めのない労働契約を締結している従業者に限る。</u>）として新たに雇用したものについては、当該施設を構成する家屋及び減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第2号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第2号から第7号までに掲げるものをいう。）の取得価額が5,000万円を超える場合（同条例第2条第4号に規定する物流拠点施設にあっては、5億円以上の場合）に限り、当該家屋又はその敷地である土地の取得（土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第45条及び附則第30項の規定にかかわらず、100分の1とする。</p> <p>(申請書の提出)</p> <p>第4条 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、緊急の経済雇用対策として、県内に工場、試験研究施設、情報処理関連施設、物流拠点施設又は観光施設を設置した者に課する県税の特別措置を講ずることにより、これらの立地を促進し、本県における新たな雇用の創出及び産業の活性化を図り、もって地域経済の持続的な発展に資することを目的とする。</p> <p>(不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第2条 香川県企業誘致条例（平成16年香川県条例第5号）第2条第1号から第5号までに規定する施設のいずれかを設置した者であって、当該施設において県内に住所を有している者5人（同条第4号に規定する物流拠点施設にあっては、10人）以上を当該施設を設置した者の常時使用の従業者として新たに雇用したものについては、当該施設を構成する家屋及び減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第2号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第2号から第7号までに掲げるものをいう。）の取得価額が5,000万円を超える場合（同条例第2条第4号に規定する物流拠点施設にあっては、5億円以上の場合）に限り、当該家屋又はその敷地である土地の取得（土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第45条及び附則第30項の規定にかかわらず、100分の1とする。</p> <p>(申請書の提出)</p> <p>第4条 この条例の規定の適用を受けようとする者は、香川県税条例第47条</p>

第1項の規定による申告の期限までに、規則で定める事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(香川県企業誘致条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の香川県企業誘致条例（以下この項において「新企業誘致条例」という。）第3条第1項の規定は、平成27年4月1日以後この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に設置された新企業誘致条例第2条第5号に規定する地方拠点強化施設のうち、施行日以後に業務を開始するもので知事が特に必要と認めたものについても、適用する。この場合において、同項中「設置しようとする」とあるのは、「設置した」とする。
(香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例（以下「新企業誘致県税特別措置条例」という。）第2条の規定は、平成27年4月1日以後に設置された新企業誘致県税特別措置条例第1条に規定する地方拠点強化施設（以下「地方拠点強化施設」という。）に係る同日以後の家屋又はその敷地である土地の取得について適用し、同日前の家屋又はその敷地である土地の取得については、なお従前の例による。
- 4 地方拠点強化施設に係る新企業誘致県税特別措置条例第2条の規定の適用を受けようとする場合においては、新企業誘致県税特別措置条例第4条に規定する申請書の提出期限が施行日から起算して1月を経過する日までに到来することとなる場合は、同条の規定にかかわらず、同日をその提出期限とする。